

平成27年8月28日

独立行政法人日本芸術文化振興会から助成を受けた活動における 不適切な取扱いについて

公益財団法人橋秋子記念財団（以下「橋財団」という。）が、平成21年度及び平成22年度に独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）から助成を受けた活動において、以下のような不適切な取扱いを行っていたことが判明しました。

- 平成21年度及び平成22年度に助成対象活動として採択された8件の活動において、装置費・衣装費に係る支払いの証拠書類が存在しない。
- 同じく8件の活動における芸術監督料について、助成対象活動実績報告書（以下「実績報告書」という。）に記載された金額と実際に証拠書類で確認できた金額が一致しない。
- 平成21年度の助成対象活動1件において、助成を受けて製作した美術装置を公演直後に無断で売却した。

振興会は、橋財団に対し、これらの不適切な取扱いに係る経費に関して、平成27年8月28日付けで交付決定の一部を取り消すとともに、助成金の一部の返還請求を行うこととしました。なお、当該交付決定の一部取消しに伴い、橋財団は振興会の助成事業への応募が5年間制限されることとなります。

1. 概要

振興会の助成事業（「芸術創造活動特別推進事業」）に関し、執行状況調査の結果、橋財団では、平成21年度及び平成22年度に以下のような不適切な取扱いを行っていたことが判明した。

なお、以下の経費はいずれも助成対象経費（助成額算定の基礎となる経費）である。

（1）装置費及び衣装費

〔対象活動〕

平成21年度及び平成22年度に芸術創造活動特別推進事業に採択された8活動全て（活動名は別紙参照）

〔事実関係〕

橘財団では、バレエ公演で使用する装置及び衣装を同一の株式会社から借用しており、8公演全てにおいて、賃借料を装置費及び衣装費として計上していた（8活動で合計5,480万4千円）。

これらの経費の支払いに関し、橘財団は、各活動の実績報告書提出時点では支払いをしていなかったため、未払金として計上し、振興会から助成金の交付を受けた（助成額は、未払金も全て支払われるという前提で算定している。）。

しかし、その後の当該経費の支払いについて、その事実を証明する書類が確認できなかった。

〔処分〕

領収書や振込記録等の証拠書類は、助成対象経費の支払いを証明する基本的な書類であり、助成を受けた団体は5年間保管する義務がある。

それにもかかわらず証拠書類が確認できないということは、公的助成に係る経理処理としては未払いと認定せざるを得ない。すなわち、実績報告書において後日支払うこととされた経費が現在に至るまで支払われていないことになる。

したがって、実績報告書に事実と異なる内容を記載したこととなるので、当該装置費及び衣装費に係る部分の助成金の交付決定を取り消す（根拠条文：下記①）。

併せて、当該取消しに係る助成金の一部の返還を命ずる（同②）。

なお、当該取消しに伴い、橘財団は5年間、振興会の助成事業（文化芸術振興費補助金による助成金「トップレベルの舞台芸術創造事業」及び芸術文化振興基金による助成金）への応募ができないこととなる（同③）。

根拠条文：①芸術創造活動特別推進事業助成金交付要綱第17条第1項第1号

② 同 第18条第3項

③ { 同 附則第2条

文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱第3条の2

芸術文化振興基金助成金交付要綱第3条の2

参考条文： 芸術創造活動特別推進事業助成金交付要綱第21条

（2）芸術監督料

〔対象活動〕

平成21年度及び平成22年度に芸術創造活動特別推進事業に採択された8活動全て

〔事実関係〕

橘財団では、8活動全てにおいて同一人を芸術監督として起用しており、その経費としては、各活動の実績報告書において75万円を計上していた（8活動とも同額）。

これらの経費の支払いに関し、橘財団は、各活動の実績報告書提出時点では全て未払金として計上し、振興会から助成金の交付を受けた。

しかし、その後、75万円のうち45万円については銀行振込により支払われているが、残りの30万円については、支払いの事実を証明する書類が確認できなかった。

〔処分〕

（支払いの事実が確認できない30万円分に対する考え方及び対応については、（1）と同じである。）

（3）美術装置の製作費等（美術装置の無断売却）

〔対象活動〕

平成21年度 牧阿佐美バレエ団「白鳥の湖」(全幕)公演

〔事実関係〕

橘財団は、平成21年度の「白鳥の湖」公演において、助成を受けて新しい美術装置を製作した（実績報告書によれば、製作費1,488万円、運搬費164万2千円の合計1,652万2千円）。

ところが、その美術装置一式を、公演直後に（1）と同一の株式会社に売却していた（売買契約書によれば、売却金額は2,310万円）。

本件助成に関しては、交付の条件として、助成対象活動により取得した財産については、振興会理事長の承認を受けないで助成金の交付の目的に反して譲渡してはならないこととされているが、橘財団は本件売却に関し理事長の承認を得ていなかった。

また、本件売却に伴う収入については、実績報告書に計上していなかった。

〔処分〕

助成対象活動により取得した財産の譲渡を振興会理事長の承認に係らしめているのは、助成金の交付の趣旨、目的との関係で譲渡の是非をチェックするためである。この観点からは、バレエ団の主要なレパートリーである演目のために新たに製作した美術装置を公演直後に売却することは、本助成制度上全く想定していない。すなわち、申請があったとしても承認すべきでない財産の処分行為であり、さらに、仮に助成金の申請時に譲渡予定であることが判明していれば、当該製作費等は

助成対象経費から除かれるべきものである。

したがって、交付条件違反として、当該製作費等に係る部分の助成金の交付決定を取り消す（根拠条文：下記①）。

併せて、当該取消しに係る助成金の一部の返還を命ずる（同②）。

根拠条文：①芸術創造活動特別推進事業助成金交付要綱第17条第1項第3号

② 同

第18条第3項

参考条文：芸術創造活動特別推進事業助成金交付要綱第9条

同 細則

第3条第5号

2. 返還請求額（文化庁分を除く）

22,600,000円（8公演合計、別紙参照）

※ 金額については、過去に振興会が支払った額と上記処分を踏まえて再計算した額との差額である。

なお、実際の返還額は、この金額に、芸術創造活動特別推進事業交付要綱第20条第1項に基づく加算金が付されることとなる。

3. その他

文化庁とも連携・協力し、助成金の適正な執行方法について、芸術団体に対して改めて周知徹底する。

<担当>独立行政法人日本芸術文化振興会基金部

基金部長 大和 淳（内線 2470 DI 6286）

芸術活動助成課長 山崎 智紀（内線 2473 DI 6304）

電話：03-3265-7411（代表）

03-3265-（DI）

公益財団法人橘秋子記念財団に対する返還請求額

(単位:円)

助成対象活動	平成21年度				平成22年度				合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
〔芸術創造活動特別 推進事業 助成金〕	牧阿佐美バレエ団「ジゼル」(全幕)	牧阿佐美バレエ団「白鳥の湖」(全幕)	牧阿佐美バレエ団「くるみ割り人形」(全幕)	牧阿佐美バレエ団「三銃士」(全幕)	牧阿佐美バレエ団「眠れる森の美女」(全幕)	牧阿佐美バレエ団「セレーナーテ」、「ラシルフィート」(全幕)	牧阿佐美バレエ団「くるみ割り人形」(全幕)	牧阿佐美バレエ団「ドン・キホーテ」(全幕)	
助成金額	14,100,000	13,000,000	13,400,000	11,300,000	12,500,000	13,500,000	15,100,000	11,700,000	104,600,000
再計算した助成金の額	11,400,000	11,000,000	6,100,000	9,000,000	12,300,000	12,700,000	7,800,000	11,700,000	82,000,000
返還請求額	2,700,000	2,000,000	7,300,000	2,300,000	200,000	800,000	7,300,000	0	22,600,000

公益財団法人橘秋子記念財団の概要

団 体 名 : 公益財団法人橘秋子記念財団

代表者職・氏名 : 理事長 山田秀雄

所 在 地 : 東京都渋谷区富ヶ谷 2 - 1 4 - 1 5

団体設立年月日 : 1 9 7 5 年 4 月

役 職 員 : 理事長 山田秀雄
常務理事 三原醇悟
理事 福田阿佐美、古屋善範、小林敏雄
山田博明、西村豪庸、相沢信夫、
出川博一
監事 小森輝於、野口 彬

評 議 員 : 漆原宏樹、児島学敏、近藤元子、森龍朗、
霜鳥秋則、志甫昭美、堤正利、讃井泰雄

目 的 : バレエ芸術の振興に資するため、バレエ芸術の研究並びに公演を奨励助成するとともにバレエ公演の開催及びバレエ教育に関する事業を行い、もって我が国の芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

芸術創造活動特別推進事業の概要

位置付け

- 平成21年度及び平成22年度の2年間、文化庁予算の文化芸術振興費補助金により実施された助成事業
- 文化庁から振興会に補助金が交付され、振興会が執行（いわゆる「間接補助」）
- 平成23年度以降は、同じく文化芸術振興費補助金により、「トップレベルの舞台芸術創造事業」が実施されている。

助成対象活動

我が国の芸術水準の向上に資すると認められる創造性・芸術性の高い舞台芸術の公演活動

予算額

平成21年度	4,306百万円
平成22年度	3,886百万円

助成対象活動ごとの助成金の額の算定方法

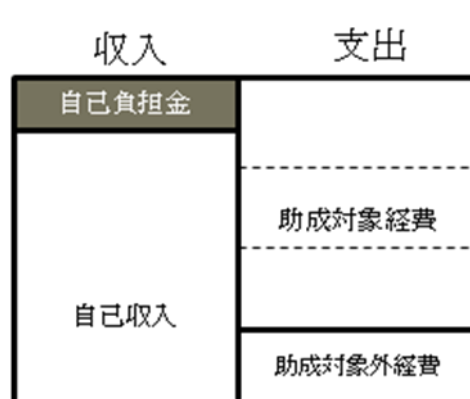
助成対象経費の3分の1以内で、かつ、自己負担金の範囲内の額（下図参照）

※ 助成金の額の総額は、予算額が上限

① □助成対象経費の3分の1 < 自己負担金
の場合



② 助成対象経費の3分の1 > 自己負担金
の場合



（注）網掛け部分が助成金の額の上限（全体の予算額及び要望内容を勘案して、減額する場合がある。）。

◎関係する助成金交付要綱

- ・ **芸術創造活動特別推進事業助成金交付要綱**〔平成21年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定〕(抜粋)

(交付の決定及び通知)

第8条 理事長は、前条第1項の規定による助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、助成金を交付すべきと認めるときは助成金の交付決定をし、助成金交付決定通知書(様式第6号)により、助成金交付申請書を提出した者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 理事長は、助成金の交付内定又は決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要なときは、交付の条件を附することができるものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第17条 理事長は、次の各号に該当する場合は、第8条第1項の規定による助成金の交付決定(第12条第2項の規定による変更の交付決定を含む。)の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 助成金の交付の要望、申請、計画変更及び実績報告について不正の事実があった場合
- (2) 助成対象者が助成金を助成対象活動以外の用途に使用した場合
- (3) 助成対象活動の遂行が、助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合

(助成金の返還)

第18条

3 理事長は、交付決定の取消しをした場合及び第10条第2項の規定による助成金交付申請取下げ書の提出があった場合において、当該取消し等に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第20条 助成対象者は、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を理事長に納付しなければならない。

2 前条の規定による助成金の返還期限は、返還命令の日から20日以内とする。期限内に納付しないときは、助成対象者は返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を理事長に納付しなければならない。

(経理等)

第21条 助成対象者は、当該助成対象活動に係る収入及び支出に関する帳簿類及び関係書類を備えなければならない。

2 助成対象者は、助成金交付に関する一連の通知、帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

附 則

(平成23年4月1日以降に助成金の交付決定の取消しを受けた者の取扱い)

第2条 平成23年4月1日以降に第17条第1項第1号から第4号までの規定により助成金の交付決定を取り消された者に対する文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱（平成23年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）第3条の2の規定の適用については、当該取消しを、同要綱第17条第1項第1号から第4号までの規定による取消しとみなす。

- ・ **芸術創造活動特別推進事業助成金交付要綱取扱細則**〔平成21年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定〕（抜粋）

（交付決定の条件）

第3条 交付要綱第9条の規定に基づき、助成金の交付決定において附す交付の条件を次のとおり定める。

- (5) 助成対象活動により取得し、又は効用の増加した財産及び助成対象活動により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、理事長の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- ・ **文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱**〔平成23年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定〕（抜粋）

（助成金交付要望書を提出することができない者等）

第3条の2 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者は、右欄に掲げる期間、助成金交付要望書を提出することができない。

提出することができない者	提出することができない期間
第17条第1項第1号又は第2号の規定により助成金の交付決定を取り消された者	第17条第3項の規定により助成金交付決定取消し通知書による通知をした日以降5年間

（助成金の交付決定の取消し）

第17条 理事長は、次の各号に該当する場合は、第8条第1項の規定による助成金の交付決定（第12条第2項の規定による変更の交付決定を含む。）の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 助成金の交付の要望、申請、計画変更及び実績報告について不正の事実があった場合

- ・ **芸術文化振興基金助成金交付要綱**〔平成15年10月1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定〕（抜粋）

（助成金交付要望書を提出することができない者等）

第3条の2 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者は、右欄に掲げる期間、助成金交付要望書を提出することができない。

提出することができない者	提出することができない期間
文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱（平成23年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）第3条の2の表の左欄に掲げる者	同表の右欄に定める期間